

## 「(仮称) 医療的ケア実施ガイドライン」の作成について (案)

### 1. 目的

保育所等で医療的ケアを安全に実施するための手続きや基本的な職員体制等を定める。

### 2. 主な内容

- ① 通常の保育利用申込みに平行して進める医療的ケア実施のための手続き
- ② 医療的ケアを実施するため、施設内の職員体制の整備
- ③ 保育所等と保護者、主治医、市等との具体的な連携内容

### 3. 主なポイント

#### (1) 手続き

- ・市から受入れ可能な保育所等の案内
- ・入所手続き前に、保育所等と市において、子どもの状況及び主治医意見書の確認
- ・主治医による具体的な医療的ケアの指示及び指示書の作成

#### (2) 職員体制

- ・医療的ケアを行う看護師の配置（予算措置を検討）  
主治医の指示、医療的ケア実施マニュアル等作成、医療的ケア実施内容の記録
- ・園長を中心とした「医療的ケア委員会」の設置  
医療的ケア実施マニュアル等の策定、ケア実施内容確認、情報共有、リスクマネジメント
- ・医療的ケアについて職員研修  
職員の関わり（医療的ケア業務の補佐）、保育中の見守り（体調急変に対する気付き）

#### (3) 連携

- ・保護者との連携  
施設内での状態の伝達、家庭内での状態の把握、緊急時対応
- ・主治医との連携  
保育所等の医療的ケアの実施状況の報告、緊急時対応
- ・市との連携　〔※市に巡回指導を行う看護師の配置を検討〕  
助言指導（入所前も含む）、医療的ケア実施マニュアル作成指導、巡回指導、  
報告（業務報告、ヒヤリハット、事故）
- ・その他、関係者との連携

### 4. その他

- ・医療的ケア児の状況に応じて、保育所等で以下のような計画等も定めることが必要  
（例）
  - ・医療的ケアの手順、緊急時対応等を定めた「医療的ケア実施マニュアル」
  - ・ケアの目標等を定めた「医療的ケア計画」
  - ・その他、子どもの成長に沿った保育に必要な計画